



【厚生年金基金・確定給付企業年金】

企業年金の予定利率の改正について

本日（平成29年2月21日）、平成29年4月1日から適用される企業年金の予定利率等が通知・告示されました。下限予定利率については、初めてマイナスの利率が適用されることになりました。

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

- ✓ 下限予定利率
 - ・平成29年度：年率▲0.1%（平成28年度：年率0.3%）
- ✓ 非継続基準予定利率
 - ・平成29年度：年率1.46%（平成28年度：年率1.76%）
0.8～1.2の割掛けが認められるため、平成29年度の予定利率は、
年率1.168%～年率1.752%となります。

【厚生年金基金】

- ✓ 通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率（※）
 - ・改正後：年率1.50%（改正前：年率2.25%）

（通算企業年金の予定利率の変更につきましては、[平成29年1月19日付 SuMi TRUST 年金ニュース](#)をご参照ください。）

（※）積立水準の回復計画及び解散・代行返上計画において、プラスアルファ部分最低積立基準額の将来予測に用いる予定利率として使用できる率

詳細につきましては下記リンク先「企業年金の利率一覧」をご参照ください。

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20170221riritu.pdf>

なお、下限予定利率を引用している厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、マイナスとなった下限予定利率をそのまま引用することが不適切である場合には、規約変更が必要となる旨が示されました。

弊社総幹事のお客様において、規約変更のご検討が必要となる場合につきましては、弊社営業担当者より個別にご連絡いたします。

(参考)

- ・厚生労働省告示第45～47号（下限予定利率（確定給付企業年金）及び非継続基準予定利率（厚生年金基金・確定給付企業年金））

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20170221kokuji.pdf>

- ・通知「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正並びに厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約変更について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20170221tsuuchi.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595